

4月から

# 変わります 水道料金

将来にわたって、安全な水を安定して届けるためには、水道管や施設などを地震にも耐えられる良好な状態にしておく必要があります。その整備を着実に進めることができる財政基盤をつくるため、平成27年12月の市議会定例会で可決された「水道事業給水条例の一部改正」に基づき、4月から水道料金を改定させていただきます。

## 水道経営の状況

明治23年の曾屋区水道に始まった本市の水道事業は、先人の情熱と努力のもと発展を続け、昨年、125年を迎えました。現在80箇所を超える取水場や配水場、そして約710km<sup>2</sup>の水道管などで、一日約5万5000m<sup>3</sup>の水を、お届けしています。しかしながら、配水施設や水道管などに老朽化が目立ち、耐震化を含めた更新が必要となっています。

本市の水道事業は、地方公営企業法に基づく公営企業として運営しています。従って、事業に必要な経費は、主に水道料金で賄うことが原則になります。

水道料金収入は、東日本大震災以降、使用量の減少傾向が続いており、5年前の水道料金改定時における見込額を大きく下回ることとなり、水道事業会計は、平成26年度に赤字に転落、27年度も赤字予算を組むなど、厳しい経営状況にあります。

企業として、収入の確保及び支出の抑制については、経営努力策として、未収金対策の強化、遊休地の活用や売却など、様々な取り組みを実施しているものの、その成果を上回る減収が発生している状況です。

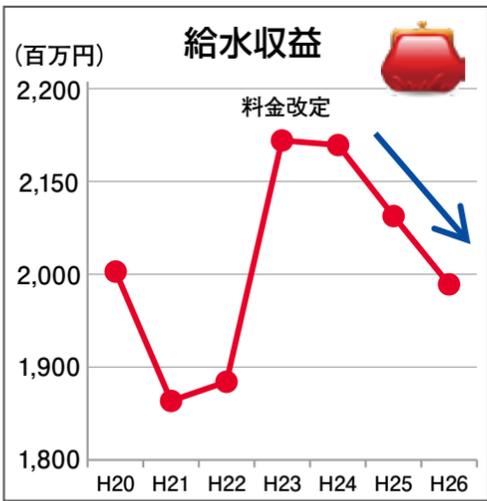
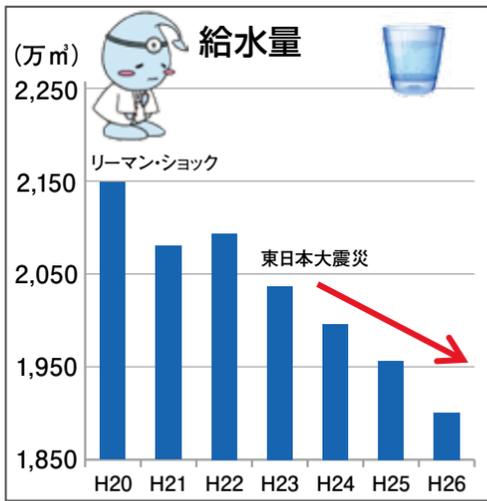
今後、景気が回復したとしても、企業活動の活発化に期待するものの、一般的に節水意識が定着していることや、予測されているように人口減少が進行すれば、水使用量が大きく増加することは考えにくく、経営は、ますます厳しくなることが予想されます。こうした厳しい経営状況であっても、水道を利用される方に「常に安全な水を安定してお届けする」責任があります。



次世代に引き継ぐために

そこで、耐震化を含めた施設整備と、その財源が確保できる健全な経営基盤を整えるため、財源の中心である水道料金のあり方を、一昨年以降、自治会や各産業分野からの代表、学識経験者などからなる水道審議会と一緒に考えてきました。本市が抱える課題を整理し、その解決策として立てた施設整備計画を進めるため、今後の水需要予測や企業債(借金)の適正な借入額、補填財源(主に工事のための財源)の残高などを踏まえて財政計画を検討した結果、水道料金の引き上げをお願いすることにいたしました。なお、水道審議会での詳しい内容は、水道局や市ホームページをご覧ください。

## 水道料金のあり方



## 進めます 施設の整備

水道料金を主な財源に、今後10年間で約97億円の事業費により、次のような施設整備を進めます。

### 水道管の耐震化

県内他市に比べて、まだ遅れている水道管路の耐震化を積極的に進めます。基幹管路と呼ばれる送水管及び導水管を優先して更新を進め、さらに県水送水ルートの中核管路の耐震化に取り組みます。

### 施設の耐震補強

各配水場の耐震診断の結果に従い、耐震補強が必要な施設の工事を進めます。

### 非常時への対応

非常時にも対応できるよう、主要な配水ブロックに設置してある自家発電設備や、老朽化している受変電設備、集中・遠方監視設備を計画的に更新します。

### 安心のための水源確保

水質の安定を図るため、湧水や浅井戸を深井戸に切り替えていきます。



水道PRキャラクター「Dr. すいどー」

引用：水道PRパッケージ

## 用途別から口径別料金へ

現在の料金体系が抱える課題を改善し、料金をより公平な負担となるように見直しました。その中の一つとして、これまでの、「何に使うか」ではなく、「一度にどの位使えるか」との考え方のもと、水道メーターの口径別に基本料金を設定します。また、超過料金については、従来「家事用・業務用を統合し「一般用」として、同じ料金体系になります。

税込で、8m<sup>3</sup>までの1か月当たりの基本料金は、市内の約99%が該当する口径20mm以下で734円となり、従来の家事用から比べると173円、業務用から比べると32円の引上げとなります。また、9m<sup>3</sup>以上の超過料金は、1m<sup>3</sup>当たり税抜15円の引上げから、水量が多くなるにつれて、段階的に引上げ単価を下げていきます。(料金例は表のとおり)

市では、これまで全国でも安い水道料金で経営を続けてきました。限られた財源の中、工夫を重ね、より多くの利用者に安全な水を安定してお届けできるように施設の整備や拡張に力を注いできましたが、結果として、耐震化を含めた施設の更新が遅れていました。老朽化した施設の更新は待ったなしの状況です。次世代に「おいしい秦野の水をいつまでも」お届けするためにも、耐震化を含めた水道施設の計画的な整備を着実に実施し、それを実現できる健全な経営基盤の確立のため、引上げの時期と判断いたしました。

## 改定の効果をサービス向上に

平成23年4月以来、5年ぶりの料金改定となりますが、引き続き経費の削減と工夫に努めます。

また、計画的な施設整備による給水の安全性はもちろん、より満足いただけるサービスを提供できるように、企業として努力を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

水道使用量は、2か月に1度検針しています。4月からの水道料金は、使用期間が改定日(4月1日)をまたぐ場合、4月の検針分は改定前の料金表で、5月の検針分は前半分を改定前の料金表で、後半分を改定後の料金表で計算します。なお、下水道使用料は、水道の使用量に応じて計算していますが、今回は水道料金だけの改定ですので、現行と変わりません。

## 4月からの水道料金

(口径20mm以下、金額は1か月分、税込、単位=円)

使用水量	3月まで(家事用)	3月まで(業務用)	4月から(一般用)
8m <sup>3</sup> まで	561	702	734
10m <sup>3</sup>	712	907	918
15m <sup>3</sup>	1,090	1,420	1,377
20m <sup>3</sup>	1,468	1,933	1,836
25m <sup>3</sup>	1,900	2,446	2,349
30m <sup>3</sup>	2,332	2,959	2,862
35m <sup>3</sup>	3,034	3,715	3,618
40m <sup>3</sup>	3,736	4,471	4,374
45m <sup>3</sup>	4,438	5,227	5,130
50m <sup>3</sup>	5,140	5,983	5,886
60m <sup>3</sup>	7,246	8,089	8,100
70m <sup>3</sup>	9,352	10,195	10,314
80m <sup>3</sup>	11,458	12,301	12,528
90m <sup>3</sup>	13,564	14,407	14,742
100m <sup>3</sup>	15,670	16,513	16,956

## メーターごとの基本料金

(使用水量8m<sup>3</sup>までの1月あたりの基本料金、税込、単位=円)

メーターの口径	基本料金	メーターの口径	基本料金
20mm以下	734	75mm	12,528
25mm	1,198	100mm	20,304
40mm	3,110	150mm	41,904
50mm	5,594	200mm	63,720

## 県内事業体との料金比較

4人家族の標準使用量30m<sup>3</sup>/月の場合 (口径20mm以下、税込、単位=円)

本市(3月まで)	2,332
本市(4月から)	2,862
県企業庁(平塚市、伊勢原市など)	4,321
横浜市	5,093
川崎市	4,179
横須賀市	4,546
三浦市	5,227
座間市	3,622
小田原市	3,142
南足柄市	2,592
平均(本市を除く)	4,090

# 経営の最適化を図るため

# 下水道事業を公営企業化します

来年度から下水道事業は、特別会計から企業会計に移行し、  
水道局と下水道部が統合して「上下水道局」を設置します。

## 公営企業化と組織統合

平成27年12月の市議会定例会において「秦野市部設置条例」と「秦野市水道事業の設置等に関する条例」の一部改正が可決されたことに伴い、平成28年4月から下水道事業会計に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行するとともに、水道局と下水道部を統合して「上下水道局」とします。

## 下水道事業を公営企業化します

下水道事業は、これまで特別会計で運営してきましたが、企業会計とすることにより、保有する資産や経営状況、財政状態を的確に把握できるようになります。これからの人口減少等に対する使用料収入の低下や、老朽化等に対する施設の再構築など、下水道事業の経営環境はますます厳

## 河川・水路事務を建設部へ

地方公営企業法を会計・組織・職

しいものになると考えています。

そのため、公営企業化によって把握した経営状況等を分析し、維持管理や次の資産形成に必要な費用を把握して財源確保の見通しを立て、中・長期的な視点に立つて事業経営に努めてまいります。

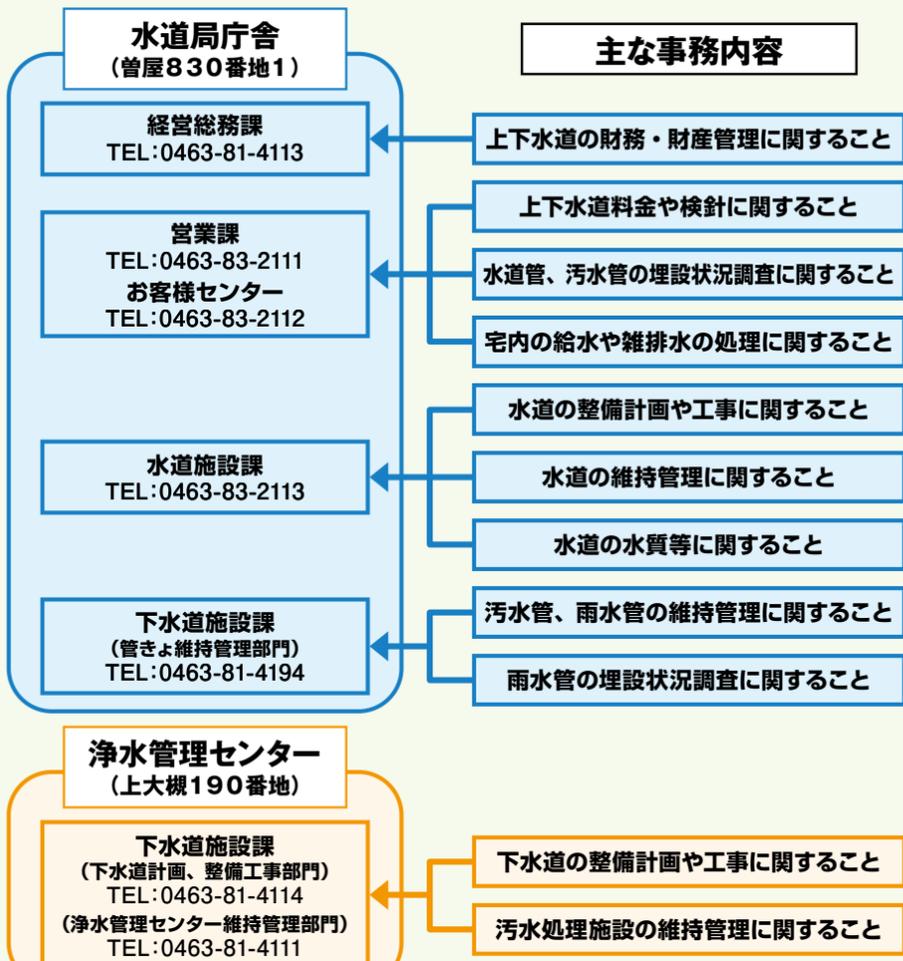
## 上下水道局の設置

員の全てに適用しますので、下水道部が所管している河川・水路等の事務を建設部などの市長部局に所管替えを行います。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

## 上下水道局各課の事務内容



※電話番号は平成28年4月からの予定となりますので、ご注意ください。

### 平成28年度

浄水管理センター管理棟の耐震化と改築の工事のため、事務室が現在の水道局庁舎と浄水管理センター（汚泥処理棟）に分かれます。  
※上記のとおり、下水道施設課の事務室が担当事務ごとに水道局庁舎と浄水管理センター（汚泥処理棟）に分かれますのでご注意ください。

### 平成29年度

年度途中に工事が完了次第、上下水道局とお客様センターの全てが浄水管理センター管理棟を事務室とします。（事務室の移転時期は広報はだのでお知らせします。）

水道局庁舎



4月1日から下水道事業の窓口・料金業務や汚水管・雨水管の維持管理部門は水道局庁舎(曾屋830番地1)へ移転します。

事業の類似性が高く、市民の相手方が共通する両事業の窓口・料金業務や、事務・事業の部門（総務、財務、経理業務）を統合することで、市民サービスの向上を図ります。また、ライフラインとその安全性を確保するため、施設部門（水道、下水道）は別々に組織を編成します。

この組織統合により、平成29年度の途中から浄水管理センター管理棟に庁舎を集約することで、庁舎の維持管理費を約970万円削減することや、水道局庁舎の更新費用が不要となりますので、約5億5900万円を削減することなどを見込んでいます。

## 直接投入式ディスポーザーが設置できます。

Q. ディスポーザーって？

A. 調理くずなどの生ごみを粉砕して、水と一緒に下水道に流す装置です。生ごみを貯めなくて済むので、悪臭が防止され、キッチンが衛生的になるほか、ごみ出しが楽になります。

Q. どこで設置できるの？

A. 中央処理区(※)内の公共下水道を使用されている方で、家事用の用途に限ります。中央処理区以外で設置する場合は、併せて排水処理装置の設置が必要になります。（設置工事は秦野市指定工事店以外は不可となります）

Q. 補助金があるってほんと？

A. 新規で設置する場合、最大で5万5千円の補助金が交付されます。購入費用の2分の1(限度額4万円)、設置工事費用の2分の1(限度額1万5千円)

※中央処理区(直接投入式ディスポーザー設置可能区域)

公共下水道区域のうち、本町地区、南地区、東地区、北地区、西地区(一部)、下大槻(一部)が中央処理区となっています。詳しくは、下水道総務課にお問い合わせください。



## なでしこ運動広場側の入口から浄水管理センターへの進入ができなくなります。

浄水管理センター管理棟の耐震化・改築工事着工に伴い、平成28年4月1日から、なでしこ運動広場側(セブンイレブン側)の入口から、浄水管理センターへの進入ができなくなります。浄水管理センターへ来庁される際は、伊勢原書店側の入口から進入してください。（駐車場は職員駐車場の一部を来庁者用として開放しますので、そちらをご使用ください。）工事の安全な施工のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

